

# なくそう！望まない受動喫煙

マナーから  
ルールへ

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、今年の4月1日より全面施行となります。これにより、飲食店を含む、ほとんどの施設が原則屋内禁煙となり、たばこを吸わない方が受動喫煙に合う機会は大きく減少すると考えられます。たばこを吸う人も吸わない人もルールを理解し、望まない受動喫煙をなくしましょう。

また、屋外や家庭などで喫煙する際や喫煙できる場所であっても、望まない受動喫煙を防ぐために、喫煙の際には周囲への配慮をお願いします。特に、健康への影響が大きい、子どもや妊婦、患者の方への配慮をお願いします。



## ポイント① 多くの施設において屋内が原則禁煙となります



屋内原則禁煙

多数の利用者がいる施設、鉄道、飲食店などの施設は、原則屋内禁煙となります。喫煙禁止場所で喫煙した個人に30万円以下の過料が科せられることもあります。なお、施設によっては専用の喫煙室がある場合もあります。

また、敷地内が原則禁煙となった施設もあります。学校や病院、児童福祉施設、行政機関、バス・航空機などは、屋内は完全禁煙で喫煙室を設けることはできません。ただし、施設の屋外には受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所を設置することができます。

## ポイント② 20歳未満の方は喫煙エリアへの立ち入りが禁止となります



20歳未満は喫煙エリア  
立ち入り禁止

20歳未満の方については、一切、喫煙エリア（屋内、屋外を含めたすべての喫煙室・喫煙設備）への立ち入りは禁止となります。たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。



## ポイント③ 喫煙室がある場合には必ず標識が掲示されています



喫煙専用室



加熱式たばこ  
専用喫煙室

施設の中に喫煙室がある場合には、施設の入出口となる場所と喫煙室の入出口に、施設の種類に応じた標識（ステッカーもしくはプレートなど）を掲示することが義務化されました。

外食の店舗を選ぶときに、禁煙のお店を選びたい、もしくは喫煙できるお店がいいなどという希望がある場合には、店舗の入出口にある掲示を確認しましょう。

喫煙可能な場所を設けるときは、法律で定められた技術的基準を満たす必要があります。

- 喫煙室の入出口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2 m毎秒以上であること。
- 煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井などで区画されていること。
- たばこの煙が屋外または外部の場所に廃棄されていること。

## ポイント④ 屋内において喫煙が可能となる各種喫煙室があります



喫煙可能室

既存の経営規模の小さな飲食店は、経過措置として、当面、喫煙可能室の設置が認められています。喫煙可能室では、喫煙に加え、飲食などのサービスを提供することもできます。

たばこ販売店や公衆喫煙所など、喫煙を目的とする施設については、受動喫煙防止の構造設備基準に適合した室内空間に限り、喫煙目的室を設けることができ、喫煙に加え、飲食などのサービス提供も可能です。

問ふれあいセンター Tel 52-2000